

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会  
事務局規程

昭和51年11月1日制定  
平成9年4月1日一部改正  
平成11年2月26日一部改正  
平成12年3月29日一部改正  
平成14年3月27日一部改正  
平成18年3月27日一部改正  
平成22年3月29日一部改正  
平成24年3月29日一部改正  
平成25年3月28日一部改正  
平成27年3月25日一部改正  
平成28年3月25日一部改正  
平成29年2月24日一部改正  
令和3年3月11日一部改正  
令和5年5月24日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局の組織及び所掌事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本会の事務局に次の課を置く。

(1) 事業福祉課

(2) 福祉推進課

2 課の分掌事務は別表のとおりとする。ただし、相当な事情がある場合、事務局長はこの規定にかかわらず、事務分担を変更することができる。

(職の設置)

第3条 事務局に職員の職として次の職を置く。

事務局長・課長・主幹・係長・主査・主事

2 前項に規定するもののほか、会長が必要があると認めたときは、嘱託及び臨時の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、課の分掌事務を掌理する。

3 主幹は、上司の命を受け、担当職員を指揮監督し、担当の分掌事務を掌理する。

4 係長は、上司の命を受け、担当職員を指揮し、担当の分掌事務を掌理する。

5 前各号に規定する以外の職員は上司の命を受け、所属の事務に従事する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和51年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年 3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 5月24日から施行し、令和5年 4月 1日から適用する。

## 別表

## 分 掌 事 務

課 等	担 当	分 掌 事 務
事業福祉課	事業総務	(1)理事会、評議員会等に関する事 (2)定款及び諸規程に関する事 (3)職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関する事 (4)財産の維持、管理、記録に関する事 (5)公印管守に関する事 (6)文書管理に関する事 (7)予算、決算等財務管理に関する事 (8)行政機関との調整に関する事 (9)共同募金春日市支会に関する事 (10)福祉会員に関する事 (11)出納業務に関する事 (12)視察研修の調整に関する事 (13)施設等（センター・バス等）の貸付に関する事 (14)生活福祉資金貸付業務に関する事 (15)生活困窮者自立支援事業に関する事 (16)福祉資金貸付業務に関する事 (17)その他、他課に属さない事
	ナギの木苑	(1)老人福祉センター「ナギの木苑」管理運営に関する事 (2)福祉バス運営受託事業に関する事 (3)その他、介護予防・健康づくりに関する事
	ホームヘルパー ステーション	(1)ホームヘルプサービス事業に関する事 (2)その他、介護保険・障がい福祉サービス事業に関する事
福祉推進課	地域福祉 ボランティア センター	(1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に関する事 (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助に関する事 (3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成に関する事 (4)社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業に関する事 (5)保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡に関する事 (6)ボランティアの発掘・指導育成に関する事 (7)ボランティアセンター事業に関する事 (8)声の広報事業に関する事

		<p>(9)社会福祉を目的とする事業等の広報に関すること。  (10)介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。  (11)生活支援体制整備事業に関すること。  (12)移送サービスに関すること。  (13)その他、地域福祉推進・ボランティア事業・生活支援に関すること。</p>
	<p>総合相談・ 在宅支援</p>	<p>(1)福祉あんしんセンター事業に関すること。  (2)法人成年後見事業に関すること。  (3)中核機関事業に関すること。  (4)相談事業に関すること。  (5)配食サービスに関すること。  (6)その他、権利擁護・総合相談に関すること</p>